同条第六項又は同法第五十八条第一項	、同法	同条第二項	（この項	ついて同法	次項	、前項	十年	第八項	第五十三条第十項	第八条の十六の三第一項	
所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第十項の規定により読み替えられた法人税法（以下この項において「読替え後の法人税法」という。）第五十七条第六項	、読替え後の法人税法	平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項	（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「地方税法施行令」という。）附則第三条第八項の規定により読み替えられたこの項	ついて読替え後の法人税法	地方税法施行令改正令附則第三条第八項の規定により読み替えられた次項	、地方税法施行令改正令附則第三条第八項の規定により読み替えられた前項	九年	地方税法施行令改正令附則第三条第八項の規定により読み替えられた第八項	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第八項の規定により読み替えられた法（以下この節において「読替え後の法」という。）第五十三条第七項の規定により読み替えられた法人税法第五十七条第一項	同条第二項	法第五十三条第七項に規定する法人税法第五十七条第四項、第五十七条第四項又は第九項
所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第十項の規定により読み替えられた法人税法（以下この項において「読替え後の法人税法」という。）第五十七条第六項	、読替え後の法人税法	平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項	（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「地方税法施行令」という。）附則第三条第八項の規定により読み替えられたこの項	ついて読替え後の法人税法	地方税法施行令改正令附則第三条第八項の規定により読み替えられた次項	、地方税法施行令改正令附則第三条第八項の規定により読み替えられた前項	九年	地方税法施行令改正令附則第三条第八項の規定により読み替えられた第八項	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第八項の規定により読み替えられた法（以下この節において「読替え後の法」という。）第五十三条第七項の規定により読み替えられた法人税法第五十七条第一項	同条第二項	法第五十三条第七項に規定する法人税法第五十七条第四項、第五十七条第四項又は第九項
新令											
同条第二項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）附則第二十条第七項											

第八条の十六の三第二項											
法第五十三条第七項に	法人税法第五十七条第一項	事業年度（事業年度に	同項	より	同法	又は当該	事業年度）	が提出されている場合	第八条の十六の四	前十年内事業年度	
読替え後の法第五十三条第七項に	平成二十七年旧法人税法第五十七条第一項	事業年度について被合併法人等の法人税法第二条第三十六号に規定する青色申告書である確定申告書が提出される場合において、その被合併法人等の当該被合併事業年度（令和二年所得税法等の一部を改正する法律（以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正前の法人税法（以下この項において「旧法人税法」という。）第二条第十二号に規定する連結確定申告書をいう。以下この項において同じ。）が提出されている場合（当該被合併法人等の当該被合併事業年度について連結確定申告書（旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連結確定申告書をいう。以下この項において同じ。）が提出されている場合を除く。）	平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項	より、又は令和二年所得税法等改正法附則第二十条第七項の規定により	法人税法	若しくは当該	事業年度又は令和二年所得税法等改正法附則第二十条第七項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度	又は当該被合併法人等の連結確定申告書が提出されている場合	（同項	前九年内事業年度	
同項の規定に	平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項	読替え後の法第五十三条第七項の規定に	読替え後の法人税法	（読替え後の法第五十三条第七項	法人税法	同条第二項	平成二十七年旧法人税法第五十七条第二項	読替え後の法人税法	（読替え後の法第五十三条第七項	前九年内事業年度	